

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和5年3月31日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）及び2の2）中「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下に「（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を加える。

4の5）①の題名を次のように改める。

① まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））

4の5）⑭ハを削り、同⑮イ中「第17条の57第1項」を「第17条の56第1項」に改め、同⑮ロ中「第17条の58第1項及び第2項」を「第17条の57第1項及び第2項」に改め、同⑮ハ中「第17条の59」を「第17条の58」に改め、同⑯中「第17条の60」を「第17条の59」に改め、同⑰中「第17条の61」を「第17条の60」に改め、同⑱中「第17条の62」を「第17条の61」に改め、同⑲中「第17条の63」を「第17条の62」に改める。

別表を別紙のように改める。

附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。ただし、4の5）⑭ハを削る改正規定、同⑮から⑲までの改正規定及び別表の改正規定（既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例の項に係る部分に限る。）は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。